

平成21年 6月15日
大台町 総務課

配水管等工事施工時における有資格者の施工義務付けについて

大台町では、災害に強く安心できる水道施設を構築するため、2010年度(平成22年度)より、配水管等の新設・布設替・移設工事に硬質塩化ビニル管とK形ダクタイル鑄鉄管に替えて、水道配水用ポリエチレン管(φ50 mm～φ200 mm)及びNS形ダクタイル鑄鉄管(φ450 mm以下)(以下「耐震継手管」という。)を採用する計画です。

これに伴い、2010年度(平成22年度)より発注する耐震継手管布設(配水管等の新設・布設替・移設工事)工事について、入札参加業者の一層の技術力向上を図る為、従来の要件に加え、現場代理人又は技術者(主任・監理)及び配管従事者には、別紙1の有資格者による施工の義務づけを行いません。

本件に関する問い合わせ先
大台町役場生活環境課 簡易水道係
TEL: 0598-82-3781

別紙 1

【2010 年度(平成 22 年度)から導入予定の資格制度】

①水道配水用ポリエチレン管の配水管等工事では、元請業者の現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者のいずれかに有資格者（甲）を配置するものとし、配水管等工事の配管従事者として、元請又は下請業者の有資格者（乙）による施工を義務付けます。

※有資格者（甲）とは、次の講習会を修了した者

（1）大台町主催の水道配水用ポリエチレン管施工講習会

※有資格者（乙）とは、次のどちらかの講習会等を修了した者

（1）大台町主催の水道配水用ポリエチレン管施工講習会

（2）水道配水用ポリエチレン管製造メーカーの配管技能講習会

注)水道配水用ポリエチレン配管施工講習受講証は、配水管と給水管の2種類があり、給水管の水道配水用ポリエチレン配管施工講習受講証では、配水管の施工が出来ません。

なお、配水用ポリエチレンパイプシステム協会の施工講習会を受講して資格を取得された方については、上記有資格者(甲・乙)と同等とします。

②NS形ダクタイル鋳鉄管(φ450 mm以下)の配水管等工事では、元請業者の現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者のいずれかに有資格者（丙）を配置するものとし、配水管等工事の配管従事者として、元請又は下請業者の有資格者（丁）による施工を義務付けます。

※有資格者(丙)とは、次のどちらかの講習会等を修了した者

（1）日本水道協会の配水管工技能講習会 I

（2）日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（平成 22 年度中のみ有効）

※有資格者（丁）とは、次のいずれかの講習会等を修了した者

（1）日本水道協会の配水管工技能講習会 I

（2）日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会

（3）鋳鉄管製造メーカーの配管技能講習会

なお、日本水道協会主催の配水管工技能講習会 I や日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会を受講して資格を取得された方は、上記有資格者（丙・丁）と同等とします。

○配水管等工事の施工に必要な資格

① NS 形・水道配水用ポリエチレン管の場合

元請業者の現場代理人又は技術者(主任・監理)は、入札公告の工事概要に記載されている管種に応じた資格証が必要になります。

② その他

主体となる工事が、NS 鋳鉄管・水道配水用ポリエチレン管工事以外の場合は、元請業者の現場代理人又は技術者(主任・監理)並びに配管従事者は別途、大台町が定めるものとします。

配水管等工事に係る入札参加資格要件に関するQ&A

Q 有資格者による施工が義務づけられる配管従事者は現場に最低何名必要ですか。

A 配管作業を安全且つ確実に行なう為には、最低3名の配管従事者が必要と考えます。

Q 現場代理人や技術者(主任・監理)を配管従事者として含めてもよろしいか。

A 現場代理人や技術者(主任・監理)は、工事現場の運営や工事全体の施工上の技術管理、下請負人の指導監督等の役割があり、配管従事者として人員に含める事は原則として認められません。

Q 大台町主催の水道配水用ポリエチレン管施工講習会等はいつ開催予定ですか。

A 水道配水用ポリエチレン管の施工講習会は配水用ポリエチレンパイプシステム協会の協力を得て、平成21年度中に開催の予定です。

具体的な日程・会場・参加費等が決定次第、周知を行ないます。

Q 有資格者(丙)の資格条件において、日本ダクタイトイル鉄管協会の継手接合研修会が平成22年度中のみ有効とはどういうことか。

A 有資格者(丙)については、今回の資格要件である日本水道協会の配水管工技能講習会の修了者(以下「配管技能者」という)と、日本ダクタイトイル鉄管協会の継手接合研修会では、受講内容等に差異があり、国内における水道施設の統合や広域化、及び国が提唱している水道施設の耐震化の促進を考えると、今後「配管技能者」の有益性が高まっていくものと考えられることから、この機会に町水道工事業者においても上位資格である「配管技能者」の取得を図って頂き、技術の向上と施工体制の確保をお願いしたいと考えています。

しかし、今年度(平成21年度)の日本水道協会の講習会は既に名古屋・大阪など近傍都市での開催がキャンセル待ちの状態であり、残りの枠が埼玉県川口会場(1、2月開催)の13席のみ(平成21年5月25日現在)であることから、これに代わる措置として平成22年度限り日本ダクタイトイル鉄管協会の継手接合研修会の受講・修了をもって有資格者として認めるものです。

平成23年度以降の工事施工時には、有資格者(丙)の資格条件として「配管技能者」であることが、必要となりますので、平成21年度若しくは平成22年度中に「配管技能者」を取得して下さい。

Q 水道配水用ポリエチレン管施工講習会について、平成23年度以降は大台町主催の講習会を開催しないのか。

A 配管技能講習会の開催には、一定の参加者(最低16人)が必要である為、今年度の開催時に資格を得た方が多数の場合、次年度以降は参加人員が少なくなり開催が困難であると思われますので、有資格者(甲)の取得を希望される業者は、必ず今年度中に町主催の講習会を受講して下さい。